

議案第 55 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月3日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

公営住宅法施行令の改正に準じて、家賃の算定等に係る規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例（平成9年9月条例第7号）の一部を次のように改正する。
付則に次の4項を加える。

- 6 第15条第1項本文の規定により算定する市営住宅の毎月の家賃に係る公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「一部改正令」という。）による改正後の公営住宅法施行令（以下「改正後の政令」という。）第2条に規定する家賃の算定方法は、平成21年度以降の年度分の市営住宅の毎月の家賃の算定について適用し、平成20年度分の市営住宅の毎月の家賃の算定については、なお従前の例による。
- 7 平成21年4月1日（以下「基準日」という。）における既存入居者で改正後の政令第2条に規定する方法で算定した市営住宅の毎月の家賃の額（以下「新家賃額」という。）が、一部改正令による改正前の公営住宅法施行令第2条に規定する方法で算定した市営住宅の毎月の家賃の額（以下「旧家賃額」という。）を超えるものの次の表の左欄に掲げる年度の市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項本文の規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額と同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

- 8 基準日前に市営住宅に入居しようとする者の公募が開始され、かつ、基準日以後に入居の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る第6条第1項第3号に規定する収入の条件については、改正後の政令第6条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。第5条に規定する事由がある場合において基準日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、基準日以後に入居の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る第6条第1項第3号に規定する収入の条件についても、同様とする。
- 9 次に掲げる者に係る第28条第1項に規定する収入超過者の認定に係る収入の基準及び第30条第2項に規定する市営住宅の毎月の家賃の算定方法並びに第28条第2項に規定する高額所得者に係る収入の基準については、平成26年3月31日までの間は、改正後の政令第8条及び第9条の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

- (1) 基準日における既存入居者
- (2) 基準日前に第7条第1項の規定による申込み又は第38条の規定による申出がされ、かつ、基準日以後に入居の決定がされることとなる場合における当該申込み又は申出をした者

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、付則に4項を加える改正規定（付則第6項を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。